

## 定期報告書の提出にあたっての注意事項

### ●対象家畜及び提出する書類

畜種および 所有頭羽数  提出書類	牛・馬・水牛		豚・めん羊・ 山羊・いのし し・鹿		鶏・あひる (合鴨)・うず ら・きじ・ほ ろほろ鳥・七 面鳥		だちょう	
	2頭 以上	1頭	6頭 以上	5頭 以下	100羽 以上	99羽 以下	10羽 以上	9羽 以下
①定期報告書	○	○	○	○	○	○	○	○
②飼養衛生管理基準の 遵守状況及び遵守す るための措置の実施 状況 (チェック表)	○	×	○	×	○	×	○	×
③農場への立入者への 対応措置等	○	×	○	×	○	×	○	×
④農場平面図	△	×	△	×	△	×	△	×
⑤埋却用地情報	△	×	△	×	△	×	△	×

○：提出が必要    ×：提出は不要    △：変更がある場合には提出が必要

※新規の家畜所有者で、上記の一定数以上の家畜を所有している方は、①～⑤までの全ての書類を提出してください。

### ●提出書類① 定期報告書

- ・基本情報欄に家畜所有者、飼養衛生管理者の住所、氏名等必要事項の**記入**をお願いします。
- ・家畜の頭羽数（太枠の色の付いている部分）については、**毎年2月1日時点の、所有している全ての飼養頭羽数**を記入してください。

### ●提出書類② 飼養衛生管理基準の遵守状況

- ・農場の飼養衛生管理基準の遵守状況について、チェックをお願いします。
- ・記入漏れがないよう確認の上、提出をお願いします。

### ●提出書類③ 定期報告書添付書類

#### (1) 新規の家畜所有者

- ・提出書類③の1～5の項目のうち、2、3、4に記入をお願いします。
- ・2と3の項目については、枠内に対応措置を記入して下さい。
- ・4の項目については、畜舎毎に記入をお願いします。

#### (2) 既存の家畜所有者

- ・提出書類③の1～5の項目全てに記入をお願いします。
- ・1の項目については、同封の④農場平面図を確認し**変更の有無欄のいずれかに○印**をお願いします。
- ・2及び3の項目については囲み枠内に対応措置を記入して下さい。
- ・4の項目については、**畜舎ごとに記入**をお願いします。
- ・5の項目については、同封の⑤埋却用地情報を確認し、**変更の有無欄のいずれかに○印**

をお願いします。

●提出書類④ 農場平面図

(1) 新規の家畜所有者

- ・提出書類④の例を参考に作成して提出してください。農場住所も記入して下さい。

(2) 既存の家畜所有者

- ・衛生管理区域及びその出入口、消毒設備の設置箇所、畜舎の配置等の変更がある場合は、同封の④農場平面図を訂正もしくは新たに平面図を作成して提出して下さい。
- ・変更がない場合には提出不要です。

●提出書類⑤ 埋却用地情報

(1) 新規の家畜所有者

- ・埋却地が確保できている場合は、提出書類⑤に埋却地周辺の図を記入するとともに、表の①～⑨の項目へも記入をお願いします（所在地、所有者、借地の場合埋却可能かどうか、面積（m<sup>2</sup>、反歩、坪など何でも構いません）、現状、距離、周辺住民への説明や承諾が取れているかなど）。
- ・埋却地が確保できていない場合は、提出書類⑤の表の①で無に○をして下さい。

(2) 既存の家畜所有者

- ・同封の⑤埋却用地情報に変更がある場合は、表の①～⑨の項目で該当する欄に記入をして提出して下さい（借地の場合は埋却可能かどうか、現状、近隣住民への説明や承諾が取れているかなど）。
- ・新たに埋却地を確保した場合は、空の提出書類⑤の①～⑨の項目に記入し、提出して下さい。
- ・変更がない場合には提出不要です。

提出先： 山梨県東部家畜保健衛生所 保健指導課  
住所 〒406-0034 笛吹市石和町唐柏 1000-1  
電話 055-262-3166  
FAX 055-262-3108

提出期限： ①牛、馬、豚、めん羊、山羊、いのしし及び鹿の所有者  
毎年4月15日（期限厳守でお願いします）  
②鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者  
毎年6月15日（期限厳守でお願いします）

提出方法： 郵送または FAX

